入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年10月14日
支出負担行為担当官
法務省大臣官房施設課長　小玉　大輔
◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13
○第16号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新潟刑務所サービス棟等新営（機械設備）工事
⑶　工事場所　新潟県新潟市江南区山二ツ381－４
⑷　敷地面積　84,076.2㎡
⑸　工事内容
ア　棟名①：サービス棟
建物用途　体育館・職業訓練棟・教室・浴室　構造・階数　ＲＣ造２階　建築面積　2,601㎡　延べ面積　4,747㎡　工事種別　新設
イ　棟名②：渡り廊下Ｄ
建物用途　渡り廊下　構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　143㎡　延べ面積　９㎡　工事種別　新設
ウ　棟名③：ごみ置場
建物用途　倉庫　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　60㎡　延べ面積60㎡　工事種別　新設
エ　棟名④：屋内貯蔵所
建物用途　倉庫　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　20㎡　延べ面積20㎡　工事種別　新設
オ　工事種目：空気調和設備一式、給排水衛生設備一式
カ　その他：既存棟改修、屋外設備
キ　工事範囲　上記の全て
⑹　工期　令和12年11月29日まで（指定部分：渡り廊下Ｄ、屋内貯蔵所　令和10年８月31日まで）
⑺　使用する主要な資機材　空気調和機２台、パッケージ形空気調和機６台、温水発生機（約1,740㎾）２台、貯湯タンク２基
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
⑽　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項第１号又は第２号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。
⑾　本工事は、猛暑による作業不能日数を見込んだ工事である。
⑿　本件入札手続は、下記に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（https://www.p-portal.go.jp/））により行う。
なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。
おって、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、紙入札方式に限る。
2　競争参加資格
単体有資格者は下記Ａの条件を、共同企業体は下記Ｂの条件を満たしていること。
Ａ　単体有資格者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
⑵　本工事の業種区分（管工事）において、法務省の令和７・８年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　法務省の令和７・８年度における管工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,100点以上Ⓐであること。
⑷　平成23年度以降に、管工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
ア　同種工事　「同種工事」とは、次の㋐から㋕の基準を全て満たす国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の適用を受ける特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）の工事をいう。
「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条に定めるもののほか、国立大学法人法に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人とする。
なお、過去において公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の適用を受けていた特殊法人等が発注者となった工事を実績として提出する場合は、特殊法人等に該当していたことを確認できる当時の法令等の根拠資料を提出すること。
㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）
「庁舎」とは、国又は地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設をいい、特殊法人等の施設で一般事務に供される施設及び法務省収容施設は「庁舎」と同様に取り扱うものとする。
「法務省収容施設」とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び入国者収容所をいう。なお、職員宿舎は含まない。
「入国者収容所」とは、大村入国管理センター、東日本入国管理センター及び西日本入国管理センターをいう。
㋑　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造
Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材は重量鉄骨であるものに限る。
ＲＣ造及びＳＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。
㋒　建物規模　延べ面積3,500㎡以上
㋓　建築種別　新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）
㋔　工事種目　管工事（①又は②を含むもの。）①空気調和設備、②給排水衛生設備
㋕　施工期間　基礎工事の着手から完成まで施工していること。
イ　類似工事　「類似工事」とは、次の㋐から㋕の基準を全て満たす国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等又はこれらの者を除く者の工事をいう。
㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設、工場又は作業場
「庁舎若しくは事務所の類似施設」とは、国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等又はこれらの者を除く者の施設であり、以下に定めるａからｃまでの用途に供する施設をいう。
ａ　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
ｂ　病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、女性自立支援施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
ｃ　学校、研究施設、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場